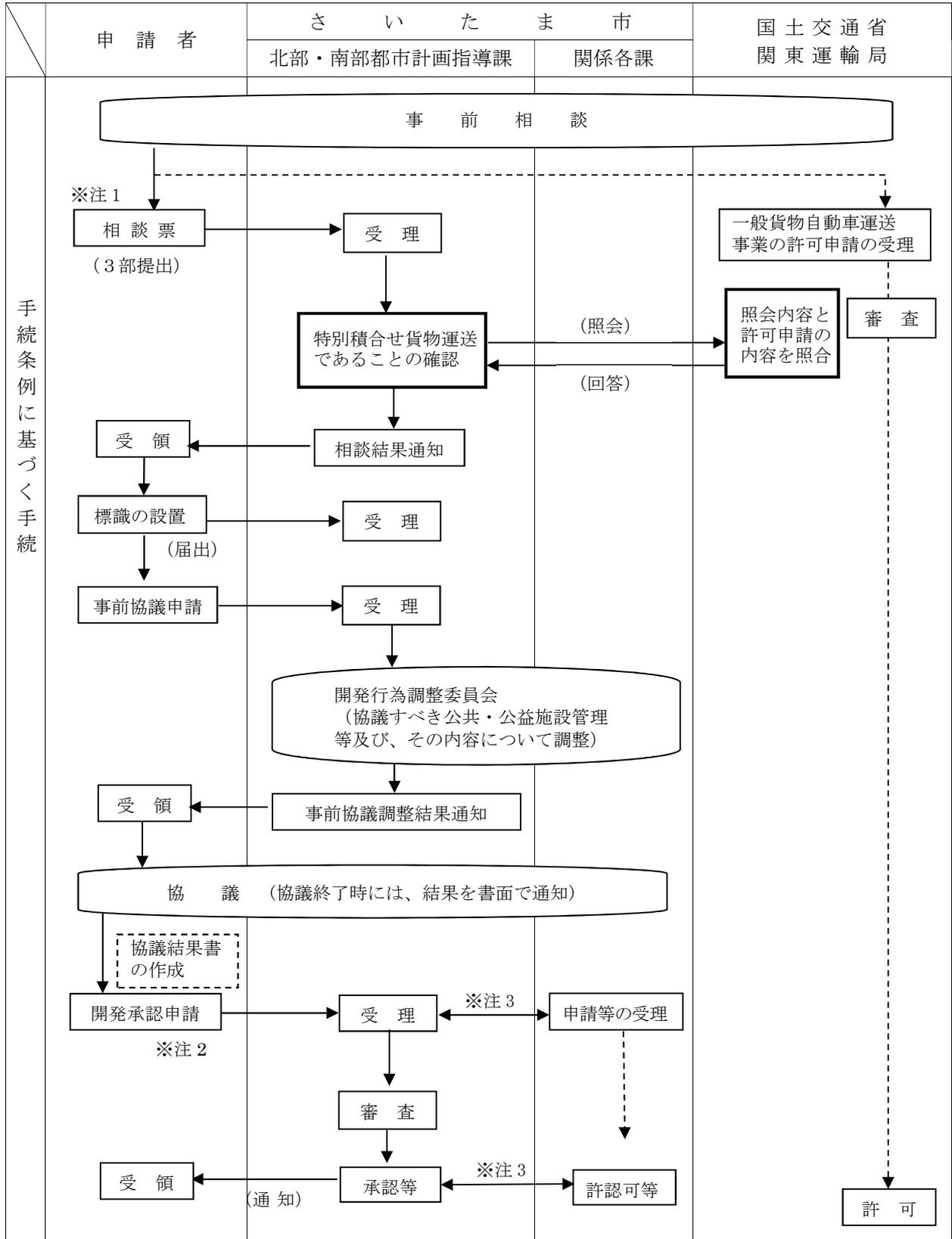


・開発承認における特別積合せ貨物運送事業(条例第10条)



※注1：中高層建築物及び大規模開発等に係る紛争防止及び調整に関する条例の手続きが必要になる場合があります。

※注2：開発行為又は建築等に関する証明（適合証明）が必要な場合は、承認申請後に提出願います。

※注3：他法令と並行処理となります。（例：農地転用許可）